

食を通じた魅力向上事業業務委託 プロポーザル審査実施要領

1 事業目的

本市における市内飲食産業は、東日本大震災や福島第一原子力発電所の事故に伴う被災や避難に起因しその規模が大幅に縮小した。震災から10年が経過した今なお、原子力発電所からの距離など地理的な要因などから、本市の食に対する漠然とした不安を持つ消費者が一定数存在し、風評の払拭が課題となっている。

これまでも風評払拭への取組として、食品の放射線量測定結果の公表など科学的知見の情報発信などを行ってきたところであるが、県外の方などが抱く本市、本県の食に対する不安は「食生活など人の営みをイメージできない（知らない）」ことにも起因していると考えられ、その根本解決には至っていない。

本事業では、新規グルメの開発を通じて本市の観光地としての価値を向上させることで「原発被災地」というネガティブなイメージを「魅力あるグルメのあるまち」というポジティブなイメージに上書きし、県外や国外からの誘客を増加させるとともに、「飲食店を経営する人や実際の店舗が賑わう様子」といった「食に関わる営みのイメージ」といった、これまでとは異なるアプローチにより風評払拭に資する情報を積極的に発信することで、県外や国外の方が持つ「漠然とした不安」の払拭を目的とする。

2 概要

(1) 委託事業名

食を通じた魅力向上事業業務委託

(2) 委託費の上限

14,960,000 円（消費税及び地方消費税の額を含む）

3 業務の内容

(1) 新規グルメメニューブラッシュアップ

※令和3年度に開発した新規グルメメニューのブラッシュアップを目的とて、協力店舗、有識者とのワークショップ等を通じたブラッシュアップを実施

(2) 協力店舗開拓

※新規グルメメニューのレシピを活用し、協力店舗を開拓（30店舗程度）

(3) PR用デザイン及びPR用グッズの制作

※「メディア向け試食会、お披露目会」および、「新メニュー活用イベント」での使用および、その後の継続的な協力店舗の拡大と誘客を目的として使用

(4) メディア向けプロモーションを目的とした試食会、お披露目会の開催

（1回程度）

- (5) 市内飲食店と連携した新メニュー活用イベントの実施
(実施期間1カ月程度、協力店舗30店舗程度)
 - (6) WEB媒体による情報発信(2回以上)
 - ※「試食会、お披露目会」および、「新メニュー活用イベント」に係る情報発信については必須とする。
 - (7) 新規グルメが本市に定着し、持続的に提供するために必要な仕組み・組織等の検討および提案
 - (8) 成果報告書の提出
- 紙媒体および電子媒体 一式(形式 docx /xlsx /pdf 等)

4 プロポーザル方式の採用の具体的な理由とその導入効果

本業務の目的であるグルメメニュー開発や地域の飲食店等関係者との連携、風評払拭に向けた情報発信の提案は、視点や手法によって内容とその後の成果が大きく異なるため、単に価格の優劣のみで事業者を選定することが出来ない。

これらを踏まえ、画一的な仕様書に基づく価格の比較ではなく、各事業者からの企画提案の内容等を評価して選定するプロポーザル方式を採用することで、市のニーズに合致し、より魅力的なメニュー開発や市内飲食店への誘客、風評払拭に向けた効果的な情報発信に繋がるものと期待される。

5 スケジュール

年月日	事務手順
4月4日(月)	プロポーザル募集要領の公告
〃	参加申込書・企画提案書受付開始
4月11日(月) 12時まで	質問書提出期限
4月15日(金) 17時まで	質問に対する回答
4月18日(月) 17時まで	参加申込書提出期限
4月25日(月) 17時まで	企画提案書提出期限
4月28日(木)	プロポーザル審査委員会 (候補事業者決定)
5月上旬	入札契約審査委員会 (審査結果報告及び審議)
5月上旬	最終審査結果通知
5月中旬	契約締結

6 選定方法

本業務は、公募型プロポーザル方式によって受託事業者を選定する。

7 公募条件（プロポーザル参加資格要件）

本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる全ての要件を満たす者とし、本提案に基づく業務内容を適切かつ確実に遂行できる十分な事業規模及び安定的な経営基盤を有する法人であることとする。

- (1) 令和3・4年度南相馬市入札参加資格者名簿に登録されている者とし、公告の日から入札執行の日までの間に、有資格業者に対する指名停止に関する要綱（平成18年南相馬市告示第4号）による指名の停止を受けていない者であること。
- (2) (1)の名簿に登録されていない者については、入札参加資格審査申請をし、参加申込書の受付期限までに受理を受けた者であること。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者でないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがなされている者でないこと（南相馬市長が入札参加資格を有すると認めた者を除く。）。
- (5) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。（南相馬市長が入札参加資格を有すると認めた者を除く。）。
- (6) 南相馬市建設工事等暴力団排除措置要綱（平成18年1月1日訓令第30号）に定める指名回避措置要件に該当していないこと。
- (7) 国又は地方公共団体との契約に関して、参加申込書の提出の時点で、履行期限までの間に、指名停止を受けている期間がないこと。
- (8) 法人税、法人事業税、消費税及び地方消費税を完納していること。
- (9) 本公告に示した業務を確実に履行できる者であること。

8 参加受付

本プロポーザルに参加を希望する者は、次にあげる書類を提出すること。

- (1) 提出期限
令和4年4月18日（月）17時まで
- (2) 提出方法
持参又は郵送（必着）
- (3) 提出書類

【様式1】参加申込書・・・1部

※郵送の場合は書留郵便にて、期限までに到着するように発送すること。

※提出する際は、外封筒の表に「食を通じた魅力向上事業業務委託プロポーザ

ル参加申込書在中」と朱書きすること。

9 質疑応答

(1) 様式

【様式2】質問書を使用のこと。

(2) 照会先

南相馬市役所経済部 観光交流課（担当：花岡）

電子メールアドレス kankokoryu@city.minamisoma.lg.jp

(3) 照会方法

電子メールで提出後、電話で連絡の上、電子メールの到達を確認すること。

(4) 照会期限

令和4年4月11日（月）12時まで

(5) 回答方法

質問書を受け取り後、参加申込書を提出した全員に対し、

令和4年4月15日（金）17時までに随時、電子メールで回答。

(6) その他

審査委員の役職・氏名に関する質問については、一切応じない。

他の参加事業者に関する質問については、一切応じない。

10 企画提案書等の提出

参加の申込みを行った事業者は、次にあげる書類を提出すること。

(1) 提出期限

令和4年4月25日（月）17時まで

(2) 提出方法

持参又は郵送（必着）

※郵送の場合は、一般書留、簡易書留または特定記録郵便により、「食を通じた魅力向上事業プロポーザル企画提案書在中」と明記すること。

(3) 提出部数

9部（正本1部、副本8部）

(4) 提出書類

① 企画提案書（任意様式）

・業務委託期間終了までの実施工程について明確にすること

・企画提案書は、審査資料として使用するだけでなく、業務請負に際して仕様書に加える仕様とみなすこととするため、実際の業務請負時に大きな変更・修正等が生じない内容とすること。

② 見積書（任意様式）

③ 会社概要、法人の沿革、組織のわかる書類（パンフレット等でも可）お

よび過去2期分の決算書または事業報告書（収支状況が分かるもの）

④ 税の完納等証明書（写し可。ただし、提出日前3か月以内発行のもの）

(5) 留意事項

- ① 提案書には表紙をつけ、A4判用紙を用い、目次および頁番号をつけて提出する。（カラー印刷は任意とする。）
- ② 提案書は1者につき1案とする。
- ③ 原則として提出された書類は返却しない。
- ④ 提出書類受理後における、企画提案書等の差し替えおよび再提出は認めない。
- ⑤ 企画提案書等に虚偽の記載をした場合は、参加申込および企画提案等を無効とする。
- ⑥ 提出された書類以外に、審査に必要な書類の提出を求める場合がある。
- ⑦ 提出された提案書類等は、南相馬市情報公開条例（平成18年南相馬市条例第22号）の対象行政情報となるため、公開される可能性がある。

1.1 審査方法等

プロポーザルに係る審査は、別に定める「食を通じた魅力向上事業業務委託プロポーザル審査委員会設置要綱」に基づく「食を通じた魅力向上事業業務委託プロポーザル審査委員会」（以下「審査委員会」）が行う。

なお、プレゼンテーションによる審査は以下のとおりとする。

(1) 実施日：令和4年4月28日（木）

※4月19日（火）に通知

(2) 会場：南相馬市東庁舎2階会派室2を予定（4月19日に通知）

(3) 内容：提案書に基づく説明及び審査員による質疑

(4) 時間配分：1提案者につき30分以内を予定する。

（プレゼンテーション20分、質疑10分）

(5) 審査内容

審査内容については、審査委員会において、企画提案内容について、総合的に判断して選定する。

(6) 審査基準

審査項目については、別表に掲げる審査基準を設け、評価点を設定する。

審査項目	評価点数	評価の視点
業務遂行能力等		

業務体制	5点	・業務を実施する上で十分な体制であるか
スケジュール	5点	・業務を円滑に実施できる計画であるか ・進行管理体制は適切か
業務実績	5点	・本業務と類似の業務の受注実績があるか
企画提案内容		
新規グルメメニューブラッシュアップ	10点	・本事業の目的を達成するのに効果的な企画内容であるか
協力店舗の開拓	5点	・本事業の目的を達成するのに効果的な企画内容であるか
PR用デザイン及びPRグッズの制作	10点	・本事業の目的を達成するのに効果的な企画内容であるか
メディア向け試食会・お披露目会	20点	・本事業の目的を達成するのに効果的な企画内容であるか
市内飲食店と連携した新メニュー活用イベント	20点	・本事業の目的を達成するのに効果的な企画内容であるか
WEB媒体による情報発信	15点	・本事業の目的を達成するのに効果的な企画内容であるか
新規グルメが本市に定着し、持続的に提供するために必要な仕組み・組織等の検討および提案	5点	・本事業の目的を達成するのに効果的な企画内容であるか

合計点数 100点

(7) その他

- ① プレゼンテーションに使用できる機器その他詳細については、参加者への審査会開催通知時に案内するものとする。
- ② プレゼンテーションは、提出書類をもとに行い、追加の提案及び資料配

布は禁止とする。

- ③ プレゼンテーションは、非公開とする。
- ④ 新型コロナウイルス感染症等の影響による移動自粛等、状況によってはオンラインでのプレゼンテーション審査もあり得る。

(8) 候補者の選定

- ① 平均得点が最も高い事業者を候補者に選定する。
- ② 事務局は集計結果を審査委員会に報告し、平均得点が最も高い事業者を委員の承諾を得て候補者に決定する。
- ③ 平均得点が最も高い提案者が複数ある場合は、見積金額が最も低い提案者を候補者として選定する。なお、見積金額も同額であった場合には、委員の表決（過半数の賛成）により、候補者を選定する。さらに、委員の表決が同数の場合は、委員長が選定する。
- ④ 選定にあたっては、合計得点が100点満点中6割（60点）以上の者とする。なお、提案が1事業者のみの場合においても同様の方法を適用する。

1.2 参加者の失格または無効

次の各号のいずれかに該当した場合は、失格となる場合があります。

- (1) 参加資格要件を満たさない場合
- (2) 提案書の提案方法、提出先、提出期限に適合しない場合
- (3) 本要領で規定する提案書の作成様式及び記載上の留意事項として示された条件に適合しない場合
- (4) 提出書類に虚偽の記載をした場合
- (5) プレゼンテーションに出席しなかった場合（指定された時間に遅れた場合を含む。）
- (6) 審査の公平性を害する行為があった場合
- (7) 前各号に掲げるもののほか本要領に違反すると認められる場合

1.3 結果の公表

- (1) 市長は、審査委員会の報告に基づき、受注候補者を特定する。
- (2) 結果は、提案者全員に対し、令和4年5月上旬に「公募型プロポーザル方式結果通知書」にて通知する。
- (3) 結果等に対し、提案者の異議申立ては一切認めない。

1.4 次順位者の繰り上げ

受注候補者に契約を締結することができない何らかの事由が発生した場合は、プロポーザルにおいて次順位以下となった参加者のうち、評価等が上位であった者から順に当該業務についての交渉を行うことができるものとする。

1 5 事前協議

受注候補者に決定した事業者は、南相馬市と提案書をもとに契約締結のための仕様確認等の協議を行った上で、改めて見積書を提出する。なお、見積額は、原則として提案書の提案価額の範囲内とする。

1 6 契約

上記1 5により、見積合わせを実施し、契約締結を行う。

1 7 提案書の取扱い

- (1) 提案された書類等は全て、提案者に帰属することとする。
- (2) 審査委員会における審査の目的で本市が複製する場合、および前項に基づく契約締結後に契約書の一部を構成するものとして行政内部の手続き他のため複製する場合、提案者の了解なく複製できることとする。

1 8 その他特記事項

- (1) 手続において使用する言語は日本語、通貨は日本国通貨とする。
- (2) 提案書の作成のために南相馬市が配布した資料は、南相馬市の了解なく公表、使用することはできない。
- (3) 業務上知り得た情報を他に漏らしてはならない。
- (4) 参加表明書の提出後に参加を辞退する場合は、「辞退届」（任意様式）を提出すること。
- (5) 提案書に虚偽の記載をした場合は、提案を無効とするとともに、虚偽の記載をした者に対して、入札参加資格者名簿に登載されていても指名を見合わせることもあるため留意すること。
- (6) 参加表明書の提出以降に指名停止となった場合は、以後のプロポーザルに関する手続きの参加資格を失うものとする。
- (7) 提案者が本プロポーザルに要したすべての費用は当該提案者の負担とする。
- (8) 令和3・4年度南相馬市入札参加有資格者名簿に登録していない者の入札参加資格審査申請の受付方法については、「1 9 入札参加資格申請受付に関する事項」を参考とすること。

1 9 入札参加資格申請受付に関する事項

- (1) 申請に必要な書類及び申請方法
申請においては、「申請の手引き」を確認のうえ、申請書類を以下の(5)

の担当課まで郵送する。

「申請書」及び「申請の手引き」については、南相馬市ホームページからダウンロードすること。

(2) 申請受付期間

令和4年4月4日（月）から令和4年4月18日（月）まで
（土曜日、日曜日及び祝日を除く）

(3) 申請に関する留意点

申請の際は、「食を通じた魅力向上事業業務委託プロポーザル」に関する申請書提出である旨を申し出ること。

(4) 申請の担当課及び問合せ先

〒975-8686 福島県南相馬市原町区本町二丁目27番地
南相馬市総務部財政課契約係（南相馬市役所本庁舎3階）
電話：0244-24-5225 FAX：0244-24-5214

20 問い合わせ先及び各種書類の提出先

〒975-8686 南相馬市原町区本町二丁目27番地
南相馬市役所経済部 観光交流課
電話：0244-24-5263 FAX：0244-22-3100
電子メールアドレス kankokoryu@city.minamisoma.lg.jp